

差別への動機付与をめぐるポリテイクス

—ある授業記録の分析をとおして—

大庭 宣尊

一、はじめに

部落差別問題の解決をめざす教育的営みは、その多くが「被差別部落出身生徒の就学保障・学力保障・進路保障」、さらには、「部落問題についての科学的認識を培うことであり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていこうとする態度や実践力を形成する」ことを目標として掲げてきた。

にもかかわらず、学力格差や進学率格差に関しては、「実態面での格差は解消しつつある」と主張する者さえ認めざるを得ない状況にある。(1)一方、これまでの「同和教育は、ある程度の成果を確認できるものの、知識や問題認識、規範意識のレベルにとどまり、行為やそれと結びついた態度の形成という教育目標は、あまり達成できていない」という指摘もなされている〔鐘ヶ江晴彦

一九九五、三三〕。

事実、大学生にこれまでの同和教育に関して記憶するところをたずねると、毎年、同じような答えが返ってくる。

「差別いいけない」ばかり教えられたような気がして、今でも『同和』と聞くと思わず、口がへの字になってしまいそうになる」

「中学・高校とみんな言うことが同じ。まあ、それ以上言うことがないのだと思います」

これに類するものは枚挙にいとまがない。また、こういう同和教育を受けてきた学生たちは、何も修道大学の学生ばかりではあるまい。(2)

「目標」が達成されていないだけではない。こうした同和教育を受ければ受けるほど、「寝た子を起こすな」

という意識を強めていく者もいる。

「同和問題を解決するにはそのままにしておくのが一番だと思う。同和教育をたくさん受けるうちに、実際にそういう差別を受けている地域を知りたいと思うようになるだろう。そうになると、解決どころかますます差別意識が高まるのではないか」

さらには、同和教育によって得た「知識や問題認識」を、差別を正当化する「行為や態度形成」に動員していく者も少なからずいる。

「差別はいけないことだからなくさないといけない、と思う反面、いざ自分が結婚するとなると別問題だという気がします。私だけが耐えればいいのではなく、家族・親類にまで迷惑がかかると思ってしまうからです」

「差別はいけない」という規範的知識と、現実を起こるであろう（と自分には思われる）事態とは別問題であり、その場合には、後者を回避することが優先されるといえる。

結婚差別を正当化する言説のバリエーションは、私に実際に耳にした範囲内に限っても、極めて多い。曰く、（きょうだいやいとこの結婚に差し支えがある）「親の出世のさまたげになる」「生まれてくる子がかわいそう」「世間が黙っていない」などなど。上の言説はそれらを「耐える」「迷惑」という言葉で総括的に表現したものに他ならない。

ところで、ここに一本のビデオテープがある。「部落差別問題の解決のために」と銘打たれ、実際に起こった結婚差別を教材としてとりあげた、ある中学校での授業実践の記録である。³⁾

そこには、結婚差別をする、そしてそれを正当化する言説があふれている。この授業実践は、そうなるような仕掛けに基づいてなされている。

本稿では、この授業場面における言説のありように焦点をあてる。そして、その分析をとおして、同和教育で提示される「規範的知識」や「問題認識」が、差別の正当化を前にして有効なものとしてありうるのか、言い換えれば、差別正当化の実践を無効化していく戦略はどのようなかたちで可能なのか、を探ることにしたい。

なお、この授業からちょうど二年半後に、授業に参加した教職員、および生徒のうち半数近くに集まってもら

い、ビデオを観た後で、聞き取り調査を行ったので、そこでのデータも随時用いていく。

二、授業の概要

二・一、授業の構成

本稿で対象とする授業は、島根県中西中学校の三年生（二クラス総員四一名）とクラス担任二名、そして授業者である社会科担当教員によって、卒業式を一ヶ月半後に控えた一九九五年二月初旬に行われた。

この日の授業に先立ち、部落差別問題についての授業が行われている。差別は差別される側の責任ではなく差別する側の問題であるという話が展開された後に、結婚差別事件に関する教材の提示。教材（プリント）は当事者（差別した側の男性）の手記であるが、彼が姉や母親から「相手は同和地区の人間だからこの結婚は絶対に認めない」と言われたところで終わっている。さて、この男性が「結婚するのか／しないのか」。生徒達同士でディベートをしようと、授業者が提案。

ディベートを行う生徒が、両クラスの各班から一名、計一六名選ばれ、所属班が奇数か偶数かによって「結婚する」側／「結婚しない」側にグループ編成。両グルー

プには二名のクラス担任が相談役としてつく。両グループは、ディベートに向けて準備をするよう指示されている。

授業当日使用されるのは、いつもの教育ではなく多目的ホールである。座席の配置は、ディベートを行う生徒代表八名ずつの二グループが、司会役の授業者を挟むように向かい合って座り、それぞれのグループのそばには相談役のクラス担任がいる。

代表者以外の二五名の生徒は授業者の反対側に着席。司会役／「結婚する」側／聴衆／「結婚しない」側が四角形を形成するような座席配置である。

生徒のうちろ、つまり四角形の三辺を取り巻くように、近隣市町村から教育関係者をはじめ三〇名ほどが参観している。ディベートの後に「まとめの講演」をする予定の講師の顔も見える。

ビデオは「結婚しない」側の後にセットされているため、「結婚する」側の表情は観察できるが、「しない」側の表情まではわからない。

二・二、授業展開の概略

授業は、授業者による導入、ディベート、その後の感想発表、そして、まとめの講演まで、休憩をはさんで二

時間の予定で組まれている。

ディベートは、司会（授業者）が、「なぜ結婚しないのか／なぜ結婚するのか」という理由をそれぞれが述べよう促すところから始まる。指名に従って、「結婚しない」側二名があらかじめ準備したメモを読み上げる。

次いで「結婚する」側。司会が「以上ですか？」というかたちで促すが、「結婚する」側からは一名だけで理由の提示を終える。

理由の提示の後、司会が、相手に対する反論を促し、まず「しない」側が指名され、双方からの反論が出される。

この第二ステージでは、生徒達は、相手がどのような理由を提示してくるか、また、どのような反論をしていくかを予想し、それに対する反論を準備しておくよう、授業者によって指示されている。さらに、生徒たちは、聴衆をいかに取り込むかというディベート上のテクニクを習熟していない。そのため、このステージのほとんどは、意見・反論の応酬にはならず、それぞれが、あらかじめ理由を提示することになっている。

司会が、「応酬の不成立」を指摘し、相談役の教員も含めて話し合いをするよう指示。その後、第三ステージで「応酬」がはじまる。

司会が場面を転換しまとめの意見を述べるよう促し、それぞれ、「まとめの意見」を述べる。

ディベートが終わると、聞いていた生徒、「する」側、「しない」側の順に、「自分がどんな気持ちになったか」感想を述べる。

その後、講師によるまとめの講演が行われる。

講師が、自分の中学時代の被差別体験を語る。それが笑いも混じりながら、生徒達に受け入れられていることがわかる。また、「このクラスに自分と同じ被差別部落出身の子がいたら、どんな気持ちでこの授業の席に座っていたらうだか」という思いでこの授業を聞いていたと告げる。⁽⁴⁾被差別当事者であるこの講師自身、感想を聞くまでは「しない」側の生徒のことを「けしからん中学生どもだ(笑)、顔と名前を覚えて手紙を書こう(笑)」と思っていたと、生徒達に告げるのである。その後、「しない」側の生徒の「苦悩」に焦点をあてながら、差別は、差別する者をも不幸にする⁽⁵⁾とまとめる。

三、当該授業にいたるまでの経過

三・一、被差別の実態が知識として処理されることの問題性

授業者は、前年度の三年生に対する同和教育でも、この事件を同じように同じ箇所まで提示し、「あなたがその男性だったら、どうしましたか」と問い、それに対する答えを求めていた。

授業者による整理では、生徒三二名のうち、「結婚する」一二名。理由は「そんなの関係ない」「差別する理由がない」「そんなことに負い目を感じていたらどうしようもない」など。「結婚しない」は一名だけ。理由は「自分が不幸になるのがいやだし、これで結婚して話がひろがってその家が不幸になる」。

残りは「どちらともいえない」。理由は、「部落差別はなくしていかなければならないと思うけど、私がおもこの人の立場になったら少しかんがえてしまうと思う。でも本当に好きだったら結婚すると思う」「自分は差別されてもいいけど、子どもが不幸になってほしくない」「自分はそんなのは関係ないと思う。だけど私は周囲の目を気にしてしまうと思う」などである〔中西中 一九九七、四一〕。

ところで、この授業に関して授業者は、その「認識の甘さ」を同僚から批判される。授業者の言葉をあげておこう。これは、三カ月後、校区内同和教育研修会で語られたものである〔中西中、一〇四—一〇五〕。

「想起集中指導^⑤というのは二時間か三時間の授業を組んでやるんですが、だいたいまあ月曜日に一時間やって、次に一日置いて二時間目をやって、最後の仕上げを木曜日にやるとか、だいたいそういう風に私たちは細かく区切って、授業を組んで特に教科担任制ですからどうしてもそういうふうにも同じような気持ちで組んで、授業の内容はどういうふうかということ、一時間目は『差別の現実に学ぶ』じゃないけれど、差別というものが現実どういうふうにあって、どういうひどいものかというのをやるわけです。もし地区の子がその中にいたら、一時間目はひどい状態で授業はおわるわけですよ。だから、『もしいたら』とか私自身念頭に全然なくて、『ひどいんだなあ』と、そのまま知って帰ったら、その子はどうなるんだろうかとか。そんなこと全く考えてなくて、指摘されました」

授業者は、被差別の実態を知識として処理していくことがもたらす問題を認識しはじめる。そして一年後のこ

の授業の取り組みとなる。(6)

今年度授業の目標として掲げられるのは、「差別が人間として当然の生活や自由、ひいては命をも奪うものであることを理解し、この差別が許しがたいものであることを認識する」「部落差別を自らの問題として受け止め、その解決に進んで取り組む意欲と行動する力がつく」、である。

これは前年度と同じ。ただし「評価」として、前年度が「部落差別の不当性に気づき、差別解消への意欲を持ったか」であるのに対し、今年度に「部落差別をなくすために、『自分はどう生きるのか』を考え、差別解消への意欲をもったか」と、知識重視から、生きる主体・実践主体の形成へと重点が変わっている「中西中、三六一三七、八二一八三」。

三・二、教材化された結婚差別事件

三・三・一、事件の概要

ここで、生徒たちに示された事件の概略をプリントから再現しておこう。

島根県出身の男性が大阪の会社で知り合った女性と恋仲になる。彼女は被差別部落出身。男性は彼女の実

家へ頻繁に通い、彼女の家族と何度も夕食を共にする。双方が結婚を意識するようになった時点で、彼女は自分が部落出身であることをあかす。

彼は、「部落」を「いなかの出身」という程度に受けとめる。「そんな関係ないやん」。彼は、小学校の時にそれらしきビデオを一度見ただけでその内容も覚えていない。中・高と同和教育を受けた記憶もないのである。

正月、島根の実家に帰った彼は母親に結婚したい彼女がいること、そして彼女が部落出身であることを話す。母親も彼と同様な受けとめ方をし、彼女の母親に「いつも息子がお世話になってます」と電話を入れる。大阪に戻った彼は彼女に結婚を賛成してもらったと話す。

ところが、大阪に嫁いでいた姉が彼に「部落というのは差別されている同和地区のことだ」「部落とはおそろしいところだ」「昔は、と殺とか靴屋が多く、ほとんど皮をいじる仕事だ」「部落の人は、ご飯を食べるときも屠殺の血でぬれた手で洗わん」「部落の人と結婚すれば親戚関係も壊れる。誰も祝うてくれへんで」と言う。なお、姉は二人の結婚に関する事情を友人に相談し、一刻も早く別れさせようとしたらしい。

姉からの連絡を受けた母親も「昔、母さんの友達も部落の人とつきあっていてひどい目にあった。もしあの子と結婚するんやったら、絶対に勘当や」と言ってくる。

彼は彼女の家に数十回も通いながらも、姉の言うようなことは何ら感じなかった。しかし、「私部落やねん」と告白した彼女の表情を思い出したとき、「ああ、あのことやったんか」と気づく。

この事件は、彼が「結婚できない。結婚すれば親から勘当される」と言い、彼女が納得できないと言うのに別れを一方的に告げることになる。ただし、生徒たちに示されているのは「気づく」ところまでである。

三・三・二、カテゴリー化と排除

生徒達に提示されたストーリーをもう一度整理しておこう。

姉や母親および姉の友人によれば、「彼女」は、今ある差別―被差別関係においては「差別される側」であるがゆえに、社会的に「低位」の集団に位置づく者であり、自分たちは「そうではない」。そして、この「低位」とされる社会的カテゴリーは、「おそろしい」「皮をいじ

る」「血でぬれた手も洗わん」といった「知識（偏見）」を動員することで、「劣位」であるとみなされる。

こうして「彼女」は、社会の「普通の成員」とは決定的に異なるとカテゴリー化されていく。彼女と結婚するという行為は、普通の成員であることからの逸脱である。だから、「親戚関係も壊れ、誰も祝ってくれない」ということになる。

社会のあるカテゴリー（同和地区）にあてはまると認知された成員（彼女）を、個々人の固有性とは無関係に、「低位・劣位」である者（差別されている、おそろしい、皮をいじる、手も洗わない）とみなし、そのような者が当然受けるべきとされる処遇（婚姻の忌避）を行っている。

差別とは、こうしたカテゴリー化に違背するならば社会的なサンクション（親戚関係が壊れる、誰も祝わない、勘当する）が待っているぞ、と同調を促す状況内的な「規範」なのである。彼女が、「部落出身であることをあかした」のも、そうした規範の存在を知っているからである。

四、差別の正当化と「あるべきではない」状態の告発

四・一、至高の現実／「あるべき」状態

生徒達は、上の教材をもとに「結婚する」理由、「結婚しない」理由を考え、さらには、相手に対する反論、相手がどのように反論してくるか、それに対する答えなどを想定しておくよう指示されている。

まず、提示されたそれぞれの理由を見てみよう。

*なお、生徒は「結婚しない」側をDで、「結婚する」側をAで表現し、それぞれの側の生徒に数字を付している。授業者はT。

T：それじゃあ、まず最初に、なぜ「結婚しないのか／なぜ結婚するのか」、という理由を代表の人は話してください。では、「結婚しない」側から。

D一：僕は、一生に一度の結婚くらい、部落なんかの、け、あ、けが、けがれ、あ、不潔な血が汚れているような人と結婚するより、もっと部落じゃない普通の人と結婚したい。結婚すれば、家族や親戚や知らないまわりの人にまで、相手が部落だというところでいろいろ言われて逃げながら生活してい

くより、やっぱり母や姉をはじめ家族に祝福して、あ、祝福されて、普通に過ごせることが幸せだと思うから、そんな幸せな生活を送るために部落出身の人とは結婚したくない。

D二：それに、もし結婚したら、親に勘当されると思うんです。そしたら、今まで親がいたから生きてこられたようなもので、親にも申し訳ないし、自分も彼女とふたりで生きていくとしても、今の社会をみてもわかるように、絶対まわりの助けや親の助けがないとなかなか生活できないと思います。それに、親に、一生親と会えないなんて……。そのままでは結婚することは本当に幸せとは思わないから、結婚しません。

T：以上ですか？（D二：はい）それでは、「結婚する」側の方、お願いします。

A一：なぜ、結婚するか。それは、ふたりが愛し合っているからではないでしょうか？ 本当に好きだったら家族に見放されても結婚するべきです。もし、親や親戚に縁を切られても、愛し合っているふたりならば、どんなことも乗り越えられると思います。それが乗り越えられないようでは、ふたりは本当に愛し合っているのではないと思いま

す。どんなことがあっても、ふたりにで乗り越えられ、乗り越えようとすることが、本当の愛ではないでしょうか？　そして、どんなにつらいことがあっても、どんなに苦しいことがあっても、ふたりに信じ合ってひとつひとつ、乗り越えられれば、ふたりは、ふたりの愛はより強いものになるでしょう。つまり、愛が必要なのです。今の時代に差別は必要ありません。このふたりは愛を信じて自分が信じる道を進めば、きっとこのふたりは幸せになれるはずです。

T：以上ですか？（A：はい）

「結婚しない」側（D）は、「なぜ結婚しないか」の理由を述べねばならない。生徒達は、教材の中で行われるカテゴリー化実践に同調することから、その論理を展開する。そして、その論理を補強するためにあらゆる知識を動員する。

「普通」ではない「血の汚れたような人」との結婚は、「いろいろ言われて逃げるように」生活しなければならぬ事態を招き、「親に勘当されるようなことになって申し訳ない」ことになる。みんなに祝福されるような普通の幸せな生活を送るためには、「結婚しない」という

ことは当然だ、と言うのである。

なお、Dが言い淀んでいるのは、「最初で緊張していた」ということもあったが、「こんなことまで言ってしまった方がいいのかなあ、という気持ちもあった」と言う。そして、一度「言ってしまった」後に、こうした言い淀みはなくなり、この後の「応酬」が成立するまでは「強気強気でいったよ」と言う（聞き取りより）。

一方、「結婚する」側（A）は、する理由ではなく、結婚すべき理由を述べる。提示された事象を、「差別はいけない」という自分たちのもつ規範的知識から逸脱した、不当で「あるべきでない」と捉え、今後どうなるかではなく、どうすべきかという論理構成を行う。

ところで、結婚差別とは、結婚しないことそのものに基本的な問題があるのではない。例えば、お互いの波長が合わなくなったなどという理由で別れることもあるだろう。問題は、結婚することになるだろうと双方が想定した文脈の中に、排除を当然視するカテゴリー化（同和地区だから）がもちこまれ、婚姻の忌避という結論が一方的に出されることにある。

「結婚する」側は、男性が結婚しようとすればできるにもかかわらず、しようとしていないと想定し、「するか／しないか」ではなく「するべきだ」という論理構成

(告発)を行う。そうした「あるべき」状態への志向に動員されるのは、「本当の愛」「信じ合う」という価値である。

坂本佳鶴恵は、差別を「成員のカテゴリー間の同一性にかかわる正当性の基準に基づいて告発された事象である」と定義する〔坂本 一九八六、三一〕。また、この坂本の定義を受けて水津嘉克は、「排除」を「『状況的な規範』と『抽象的規範』の間に生じるズレに対するクレイムによって定義づけられる」と言う〔水津 一九九二、一〇七〕。

「結婚する」側は、この事象を「普遍的(抽象的)規範」からの逸脱であり、後にみるように「成員のカテゴリー間の同一性」にかかわる問題であると定義し、クレイム申し立てを行っていく。そしてそのクレイムの正当性を認めさせるためのレトリックに使われるのが言語的資源としての価値の語彙なのである〔Spector & Kitzuse 一九七七―一九九〇〕。

自分の幸せのためには差別もしたくないという「結婚しない」側と、どんなことがあっても愛を貫くべきだという「結婚する」側。

「結婚しない」側は、「普通の生活」を自明視したところから論理を展開する。「普通の生活」とは、「普通

ではない」ものを想定して成立する。「普通の生活をした自分」が、「普通ではないもの」の排除に同調していくことも仕方のないことであり、それが「現実」なのだ。

自明視された「現実」は至高性を付与され、その時、「結婚しない」は「結婚できない」へと転轍されていく。

その意味では、ここで用いられている「不潔」「汚れた」などという語彙は、姉や母親同様、排除の原因というよりは、なぜ「結婚できない」のか、排除＝差別に同化せざるを得ないのはなぜなのか、という動機付与のために用いられる語彙だと言える。

四・二、価値の語彙／差別への動機付与

ここで「動機の語彙」と「価値の語彙」について整理しておこう。

周知のように、スペクターとキッセは、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレイムを申し立てる個人やグループの活動である」と定義する。彼らは、人がなぜ社会問題に関与するのか、価値志向からなのか利害関係からなのか、などといった動機の詮索(構成)を否定する。

彼らがミルズの研究に言及しながら語るところによれ

ば、動機とは、社会のメンバーが、問題とされている行動を説明しようとして行う活動の産物であり、一連の行動の意味または目的についての問いが出された時に利用できる、集団の言語と文化の中に蓄えられている資源なのである。同じように、価値とは、自分の申し立てを明確化し、あるいは他者に自分の正当性を認めさせるために使う「言語的な装置」なのである。

つまり、「価値の語彙」も「動機の語彙」と何ら変わるところのない資源であり、言明される「価値」は、自らのクレイム申し立てを正当化していくレトリックに動員される（集団の言語と文化の中に蓄えられている）言語的資源である。

とすれば、こうした「動機の語彙」そして「価値の語彙」は、クレイム申し立てを行う側と同様、受ける側にも開かれたものである。だからこそ、クレイム申し立て活動をめぐるポリティクスという問題が生起し、相互作用の中でそのクレイムが無効化されたり首尾よく遂行されたりするという事態が起こるのである〔草柳 一九九六〕。

さて、この授業は、クレイム申し立てをめぐる相互作用を構成していくように設定された場である。この場を構成するためには、「結婚する／しない」両グループの

生徒達は、それぞれの役割に忠実であることを求められている。それゆえ、ここでの相互作用は、差別への動機付与と、「普遍的規範」に依拠した価値の語彙とのポリティクスとして見ることが出来る。もちろん、価値の語彙も動機の語彙も、どちらか一方にだけ開かれているわけではなく、双方がレトリックのために動員し得るものであるが。

ともあれ、「結婚する」側は、普遍的規範に依拠しながら「あるべき」状態を提示する。一方、「結婚しない」側は、なぜ結婚しない（できない）か、なぜ排除せざるを得ないのかということへの動機付与を行っていく。

「結婚しない」側として選ばれた生徒達は、「差別する側になんかなるのイヤやなあ」という思いを抱きつつ、「結婚しない理由」を考えてきた。内容に関しては誰にも相談せず、提示されたプリントに記述されていることからをもとに、「自分の頭でひねり出した」（聞き取りより）。

差別を正当化していく「結婚しない」側は、「普遍的規範」に忠実である必要はなく、アドホックに「日常生活の至高性」を再構成する「動機の語彙」をひねり出せばよい。そうした語彙は、「社会とは」「世間とは」「普遍は」というように、「知識の社会的在庫」〔Berger

と Luckmann 一九六七—一九七七」からいくらでも引き出せるのである。

こうした「結婚しない」側のひねり出す「動機の語彙」の世界に対して、「結婚する」側は、「本当の愛」「信じ合う」など「普遍的規範の絶対的な正しさ」を前提として組み立てた「価値の語彙」の世界を展開する。

「結婚する」側になった生徒達は、ディベートに向けて、「言い負かされてはいけない」「負けるわけがないよ」と確認し合いながら準備をしてきている（聞き取りより）。

「言い負けるわけにいかない」という生徒達にすれば、発言量の面でも、勢いを示していくだろうと思われるが、「絶対的な正しさ」の力を信じてか、司会からの「以上ですか？」という促しにもかかわらず、それ以上の発言を行っていない。

四・三、他者化というカテゴリー実践の協働

ところで、「結婚しない」側（D一、D二）の言説が、総じて「僕は」「私ならば」と語られるのに対し、「結婚する」側（A一）では、三人称で語られていることに注目しておく必要があるだろう。

「あるべき」状態を志向する言説の多くは、一人称以

外で語られる。差別に対するクレイム申し立ては、被差別者がその思いを語る場合を除き、その多くが「あるべき」状態を志向する価値の語彙を、一人称以外（みんな・彼ら・あるいは無人称）で展開していく。

現実には、結婚差別をする人間の多くが、「差別はいけない」ということはわかっているが、「差別をしていく」ということはわかっているが「普通の幸せ」を求めて何が悪い。それがこの結婚話では無理なのだ、と差別への動機付与が連なっていく。

差別の正当化を志向する側が一人称で行う動機付与は、それが自明視された常識に依拠したものであるがゆえに、差別はいけないという側が第三者的に「価値の語彙」を語ることに比べ、圧倒的なリアリティを獲得するだろう。それが成功すれば、クレイム申し立ての無効化は成し遂げられる。

ここで、先のA一が展開している論理をもう一度見てみよう。この結婚が「つらく」「苦しい」ものになるという前提に立って、それを乗り越えるのが「あるべき」愛であり、幸せであるという論理である。

結婚差別を正当化する言説として、「不幸になるのがわかっていて、みすみすそれを許すような親がどこにいますか」というものがある。なぜ、その人と結婚すれば

「不幸」になったり、「つらく」「苦しい」ものになる
と断言できるのか。また、「不幸」になるなどと他者が
断言できる結婚（未来）などあるのか。そして何よりも
その人自身の「固有の問題」とは何なのか。こうした告
発も可能であろう。

しかしここでは、「結婚する」側、つまり差別を告発
しようという側も、排除Ⅱ差別を当然とする側と同様、
類型化された知識を共有している。その知識は「結婚し
ない」側が、排除Ⅱ差別の根拠として動員しているもの
であるが、「結婚する」側は、それを受容Ⅱ共有してい
るにもかかわらず、「それでも、それを排除の理由とす
るのはおかしい」という論理を構成している。

ここでの「結婚する」側は、佐藤裕の言う「それ以外
の『われわれ』を指し示すため」の「記号としての『被
差別者』」を、「結婚しない」側と共有し、「われわれ
ではない」この人たちという「他者化」において協同作
業を行っていると言えよう〔佐藤 一九九六〕。「結婚
しない」側も「結婚する」側も、教材（プリント）の中
の彼やその姉・友人・母親の行うカテゴリー化に同化し、
他者化を行っているのである。

「結婚する」側は、「結婚すべきである」と主張せね
ばならない。それゆえ、カテゴリー化による排除そのも

のにクレイムを申し立てるのではなく、愛し合ったふた
りなのだから、あるいは、たとえつらくてもそれを乗り
越えるべきだと「心構え」を強調する。

五、クレイム申し立て無効化のゆくえ

五・一、連鎖していく動機の語彙／閉鎖する価値の語彙
上で見たそれぞれの理由の提示の後、司会の促しを受
けて、予め準備された反論が、メモを見ながら展開され
る。

T：それじゃあ、相手に対して反論を言ってください。
まず、「結婚しない」側の方から「結婚する」側
の方への反論です。

D三：自分とはかく、自分の子どもまで部落の人間
にしてもいいのですか？　そして、私は結婚する
かしないか迷っています。ということは、もう差
別をしていることになるので、相手も結婚したと
しても幸せになんてなれないんじゃないですか？
それと、彼女は普通の人間ではないのです。そ
んな人を愛し続けるなんてできますか？　結婚で
きますか？　家族・親戚を捨ててまで結婚できる
でしょうか？　それについて意見を聞かせてくだ

さい。

T：はい、えー、

D三：ああ、まだあります。

T：まだありますか？

D四：一生部落ということを負って生きていくわけ、もの凄い差別をされます、もの凄い。差別には何かがあるか、どんなものがあるか知っていますか？ 言ってみてください。そういうのは耐えられないと思います。愛なんて一瞬のことだし、そんなことが、そんなことで他人から一生に生まれ、てまで彼女を愛し続けても、彼女は愛し続けてもいいのか。そんなことなら、他の女性を好きになれば解決することじゃ、解決できることじゃない、ですか？

D三・D四は、現実の差別の厳しさ（それも類型化した知識であるが）を提示することで、「愛」などというものがどこまで通用するか、というクレイム申し立ての無効化を図る。

生徒達は、同和教育・人権教育を通して「普遍的規範」としての「あるべき」状態を知っている。しかし、「差別される人」と「そうではない私達」という二分法的な

カテゴリー化を行った後に、「そうではない私達」が被差別カテゴリーとして処遇されることは避けねばならないではないか、という論理を展開する。

「あるべき」状態など絵空事でしかないではないか。それが〈正しい〉ことはわかっているけれど、社会というものはそんなキレイゴトでは生きてはいけないではないか。そして、「そう言っているあなたは、いったいどうなのか。差別の厳しさをわかったうえで言っているのか」と、「あるべき」状態を語る主体の側の「動機」そのものを揺るがそうとする。

こうしたクレイム申し立て無効化の実践は、私が接する学生連や、地域のおとな達にも見られるものである。ある学生が、私に向かって同様の質問をした時、次のようにつけ加えた。

「高校の時の担任に、同和教育の中で、『先生の娘さんがそういう状態になった時、先生は賛成されるんでしょうね』って聞いたら、先生は『うーん、やっぱりその場合はなあ』と言葉を濁したんです。差別はいけないって言ったって、所詮、自分に関係ないところだけのことですよ。先生もそうなんですよ。』

「しない」側の生徒達の「反論」もそれと同様な構造になっている。

一方、「結婚する」側から、こうしたクレイム無効化実践そのものに対する反論はない。司会が、発言を促しても、顔を見合わせるだけで一〇秒ほど無言。相談役の教員がメモを指さしながら何かを言う。

「『結婚しない』側に圧されている上、ここで何も言わなかったら、ほんとヤバいと思いましたからねえ、つい口出ししてしまいました。それで、メモの中から選んで発言させたんです」（聞き取りより）

相談役の教員の促しもあって、司会の発言から一分余り後に、「反撃」に出る。ただし、それは、先ほどの「結婚しない」側の発言に対する反論ではなく、別の質問である。

A二：さっき、「普通の間ではない」と言ってたけんでですけど、どこが僕たちと違うんですか？

司会は一〇秒ほど待つが、「結婚しない」側からの応答がないため、「結婚する」側にまとめて発言しておく

ように促す。「する」側は、教員を加えてメモを見ながら九〇秒ほど相談する。

A三：「子どもが不幸になる」というのは、僕たちが決めるのじゃなくて、あ、違った。あなたたちが決めるんじゃないくて、自分たちの子どもです。絶対に差別に負けないような子どもに育てます。

A三、いったん着席。この時、うつむきかげんだった「結婚する」側の生徒の中の幾人かに、「やった」というつぶやきもれ、笑みが浮かぶ。しかし、「結婚しない」側からの反応はない。司会は黙って待つ。「結婚する」側、メモを確認しつつ、「ここも言っていないか」などと相談し合い、A三が再び起立して発言。この間、八〇秒。

A三：もし、自分たちが結婚することで親が不幸になるんだったら、僕たちは親との縁を切ります。それに、親戚たちにも迷惑がかかるなら、自分たちから縁を切ります。まったく親戚がいなくなるわけでもないし、それは大丈夫だと思います。それと、「まわりからの冷たい視線に耐えられるか」というのは、自分たちは絶対に間違っていないので、

そういうことは耐えてみせます。

なお、このデイベート総体に関して言えることであるが、司会（授業者）は、「結婚しない」側の発言はできるだけ切り上げようとし、「結婚する」側の発言を促そうとしているようである。先ほどの、D三およびD四と司会との発話のあり方にそれがよく示されている。

A二の質問は、カテゴリー化そのものに切り込むものである。それゆえ、ここで応酬の可能性はあった。応酬が可能であるとは、相手の（「結婚しない」側の）論理・意味の〈ほころび〉を引き出すことも可能であったということであるが、「結婚しない」側から反応がないため、それも成立しない。

また、A三の発言の前半は、言い間違いも含めて言葉通りに解釈すると、子どもが不幸になるかどうか決めるのは「僕たち」でも「あなたたち」でもなく、「自分たち」の子どもなんだから、「差別に負けない子どもに育てるべきだ」。この時の「自分たち」は、教材の中の彼と彼女である。

しかし、「結婚する」側の「やった〜」という表情、またA三の発言の後半が、「結婚する」側の発言では唯一「僕たちは」という主語によって構成されているとこ

ろからすれば、「自分たち」とは、今発言している「自分」のことである。つまり、僕たちだったらそうする、と表明しているのである。

「結婚しない」側の生徒からは、それに対して何の反応もない。司会からの促しがなかったから発言をしなかったということもあろう。しかし、それだけではない。

「結婚しない」側に、「結婚する側が、差別に負けない子どもに育てます、って言い切ったところがあつたでしょう？ あの時、する側は、やった〜って表情をしてたよね。あなたたちはどうだった？」と訊ねたところ、「別に〜」と言う。さらに、「こうして聞かれるまでそんなこと考えたことはなかった？」と聞くと、「そうよねえ、この辺りほとんど憶えてない。まだ、強気やったからねえ」と言う（聞き取りより）。

先の言明が何らの反応をも引き出せていないのは、「結婚しない」側の「強気」によるものばかりでなく、それが、先に述べたような「カテゴリー化・他者化の協働」という畏にはまっまっているということと関わっているだろう。

「自分たちが結婚することで親が不幸になる」「親戚たちにも迷惑がかかる」という、「結婚しない」側の推論をそのまま受け入れて、「こちらから縁を切り」「耐

えてみせる」と言明するのである。こうしたへ決意表明は、「したけりやご自由になさったら」と処理され、たなざらしにされていく。

五・二、価値の語彙を活用した動機付与

この後、司会の促しによって、「結婚する」側二名が続けて「反論」を行う。これも予め準備しているものである。「あなたは」というかたちで設定された反論が、続けざまに出される。生徒達は考えられるだけの知識・語彙を一気に吐き出す。その声には勢いがある。

これらの発言は、論理的に構成されたものになっていないが、「結婚すべき」である、「あるべき」状態をめざすべきである、と主張し、あなたたちはそうやってはいない、「部落」ということだけで排除すべきではないと「結婚しない」動機を難詰する。それを整理すると以下のような内容になる。

「本当に好きだから、結婚しようと思ったのではないのか。『部落』というだけで結婚しないのは、その人の人権が守られていないことになるのではないか。相手は自分にすべてを知ってほしくて『部落』だと打ち明けたのに、その気持ちを踏みにじるのか。相手を傷

つけてまで自分だけ幸せになりたいのか。良心は痛まないか」

「一生に一度の結婚なのに、親が『いけない』といったら、自分の気持ちを抑えて生きるのか。自分の人生を他の人に決められてもいいのか。絶対にあとで後悔する。親戚に縁を切られるのが怖いのか」

「自分は他の人と結婚して、本当にそれで幸せになれるのか。もし、他の人と結婚して、子どもができたとして、その自分の子どもが部落の出身の人と結婚したいと言ったら、やはり、親として反対するのか」

こうした「結婚する」側の全面展開も、「結婚しない」側の、「私たちはそんなに強くないから」という動機の語彙に呑み込まれていく。

D5：お互い好きでも、生活できないならしょうがないと思います。その立場になった時は、人間は弱いということがわかります。愛だけで生きられるものではないと思います。この女性と結婚して、世間に白い眼で見られて幸せになると、なれるんでしょうか。まして、その差別にあなたたちは耐えられますか。(メモを見ながら相談：二〇秒)

えっと、迷っている時点で、この女性と結婚することで迷っている、時点で、それは差別だと思いません。

T：えっと、今、あ、もうちょっと？ はい。

D六：子どもが「部落の人と結婚する」と言っても、やっぱり同じように反対すると思います。やっぱり自分が部落の人と結婚して、し、する、しないから、しないで、子どもが、結婚す…あれえ？（メモをたどりながら確認：二〇秒）子どもが部落の人と結婚して幸せになれない、なれないのはいやだから、結婚するのを反対すると思います。

D六は、先ほどの「他の人と結婚して子どもができたとして、その自分の子どもが部落の出身の人と結婚した」と言ったら、やはり、親として反対するののか」という質問に対する答えである。第二ステージでは唯一、その場で反論・反応した発言であるが、これに対しては「結婚する」側からの再反論は行われていない。

「こうあるべきだ」と価値の語彙で紡がれるストーリー。そんなことはわかっていても自分たちは弱く、普通の幸せを求めるならば、排除行為に同調するしかない、だから結婚できないのだというストーリー。この二つの

ストーリーは、ここでは、前者（価値の語彙）が後者（「結婚できない」動機の付与）のための資源として活用される関係にある。「結婚しない」側は、価値の語彙を、それは強い人間の語彙にすぎず、「弱い普通の人間」である自分たちにはできない相談だ、というかたちで活用していく。

ディベートを聞いていた生徒の感想には、「どちらの意見もうなずけるものでした。なんだかたてまえと現実をみている気分でした」「中西中：八七」というものもある。私たちがビデオを見ていて、「結婚しない」側が圧倒的に圧している印象を受けるのは、「結婚する」側のこうした意図せざる共犯関係があるからであろう。

六、応酬の展開と意味のほころび

六・一、応酬を成立させたカテゴリーへの忠実さ

司会によって「応酬の不成立」が指摘され、これまで出された相手側の意見・質問に反論・回答するため、一度それぞれのグループで相談するよう指示される。相談後はじまる第三ステージで、最初に発言する意志を表示するのは「結婚しない」側である。

T：それでは再開をしましょう。どちらの側からでもいいですが、言いたい方は手を挙げてください。はい、どうぞ。

D三：「人権が守られていない」ってさっき言ったけど、まあ、たぶん守れていないと思うけど、それは、憲法にもちゃっと書いてあるけど、でも社会の中で生きていくためには、やっぱりその「流れ」のようなものに入っていくかといかない時もある。す、よお。(笑)そういう、そういうのもしようがないと思います。

T：はい、どうぞ。
A四：えっと、「社会の『流れ』に入っていく」と言っただけど、誰かが社会の『流れ』を変えないと絶対差別はなくならないと思います。

第三ステージは、冒頭から応酬がはじまる。ただし、この応酬を成立させている第一の条件は、実は「結婚しない」側の忠実さであろう。

「結婚しない」側の生徒が、ディベートという状況規定に忠実であり、さらに、質問には答えなければならぬと思ったことは確かであろう。しかし、ここで言う忠実さは、それとは異なるものをさす。

排除⇨差別もしかたがないという論理とは、排除カテゴリーとしての被差別者「ではない私達」というカテゴリーに同化し忠実であろうとする論理である。その忠実さが、D三によって示されたのである。

応酬を成立させた第二の条件は、「結婚する」側からの、いま・ここでの「反論」である。これら二つの条件は第三ステージでの応酬全体を成立させているものである。

ところで、D三の発言中の「笑い」は、D三とその他数人の「結婚しない」側の生徒達が顔を見合わせながらフフフと強くない笑い声を起こしたものである。その笑いは、D三の直前の「…時もあるので、す、よう」というためらいを含んで語調からして、「こんなことまで言ってしまったのか」というニュアンスが込められている、と解釈できる。

「人権は守られていない」「憲法にも書いてある」けれども、そんなことは放っておいて、生きていくために流れに「入っていく」ことも必要だ、とまで断言することにはためらいが生じたのであろう。

「結婚しない」側が排除カテゴリーとしての被差別者ではない私達というカテゴリーに忠実であろうとして立てた論理は、「人権」や「憲法」という規範とのズレを

自ら持ち出すことによって、「裏切り」の可能性を引き起こしてしまった「山田 一九九六、九七」。

だからこそ、「結婚しない」側は、「誰かが社会の流を変えない限り差別はなくならないではないか」という反論に沈黙するのである。

ここで言う「誰か」とは、先ほどまでならば、「普遍的規範を生きることのできる「強い人間」でしかなかった。しかし今、「結婚しない」側にメッセージとして伝わってくるのは、「誰か」とは、「流れに入っていく」ということのために「人権」にも「憲法」にも背反することを行おうとしている「弱い」あなたたちだ、というものであろう。

事実、「最初は強気強気だったって言ったけど、どこかで変わったの？」と生徒達に訊ねると、「結婚しない」側の複数の生徒が、「A四が、誰かが流れを変えんと変わらん、って言い切った時」「うんうんそうそう」と言う。ちなみに、「じゃあ、両方の勢いが完全に逆転してしまったと感じたところっていうのは」と訊ねると、すぐ後に見るような「A五君が何回もしゃべりはじめてから」ということであつた。

六・二、差別正当化の意味のほころび

D三とA四の応酬に見られるように、「結婚しない」側、つまり差別排除を正当化していく側に、意味のほころびが生じ、カテゴリーへの「裏切り」を自分たち自身が感じはじめたということの意味は大きい。そのほころびは、「結婚しない」側がよって立つカテゴリー化そのものに対する質問によって、さらに大きなものとなっていく。

先のD三とA四の応酬に続くやりとりを見てみよう。

T：またこちらから出てもいいですし、どちらからでも。何か質問とか。はい、どうぞ。

A二：さっき質問した「僕たちはどう違うか」というのにまだ答えてもらってないんですけど。（「結婚しない」側相談：三〇秒）

D一：それは、昔からそういう差別される言葉を言われている人だから、いつも、なんか、そういうふうにされている人と、別に、こう、いつもと「普通」というか、その「普通」というのは、（笑）、「普通」というのは別にそういうふうに言われている人たちが、のことを指しています。

T：今で分かりました？（笑）

A五：つまり、言われとる、「差別的なことを言われているか」「言われていないか」ということで分けているんですか？

T：どうでしょう？（結婚しない）側相談：三〇秒）

D四：それもあるけど、昔から決められたというか、昔に決められた差別。例えば今天皇とかは同じ人間だけど、「身分が違う」みたいになっているし、それと同じなんだと思います。（五秒）

T：さて、今と違うことでも、今のに答えてでもいいですが、お互い何かありますか？（五秒）はい。

A五：まあ、確かに天皇とかも、そりゃ、差別というか、身分の中に入るかもしれないけど、天皇は「天皇だ」ということで周りの人からつらい、つらいようにあたられるということはない、ないし、ええ、まあ、この人たち（部落の人たち）は、身分といっても、昔、江戸時代につくられた身分制で、明治時代になったらきちんと一応言葉上では解消されているので、天皇と一緒にするのはちょっとおかしいと思いますが。

D三：一緒じゃないんだけど、ただ例を出して言っただけなんですよ。（笑）

A二が第二ステージで提示しておいた質問をもう一度行う。この問いは、カテゴリー化そのものを問うものである。

排除Ⅱ差別の対象としてカテゴリー化していく場合の「しるし」は、日常世界の現実からすれば、極めて恣意的に選択される。様々なかたちで流通する差別を正当化する言説は、いまある自明視された常識に訴えかければよいだけの、これまた極めて恣意的なものである。

また、現実の差別という現象をめぐって、「差別はいけない」と告発する側が、そうした恣意的な論理を前にして、それに対する反証を求められる（ように見える）。だからこそ、差別の定義はいかにして可能かという理論的な営為が、単なる「研究上の課題」としてだけでなく、問題解決へ向けた「実践的な課題」として真摯に取り組まれているのだ。

だが、理論的にはともあれ実践的には、少なくともこうしたディベートや教育という空間において、「誠意」ある対応ばかりが有効なこととも思われない。つまり、差別的論理・差別を正当化する論理に「げたを預ける」ということの有効性にも着目しておく必要があるだろう。そうしたことがなぜ有効なのかというところから新たな理論化への示唆を得ることができるところではあるまいか。

また、クレイム申し立て活動を、相互作用場面におけるレトリック実践という側面から見た場合、クレイム申し立てを行う側の方が〈常に〉正当性規範からのズレを立証すべきだと考える必要もあるまい。申し立てられる側に、そのズレそのものの妥当性を立証するよう求めていくという戦術も考えられるであろう。

ともあれ、カテゴリー化そのものに関わる問い、およびA五による、「差別的なことを言われているか」「言われていないか」なのかという確認に対して、「結婚しない」側は、「それもあるけど」と「身分」を出す。A五がこれに対し、「身分」は一応解消されていることになっている、と反論する。根拠とした「身分」が否定されたことでD三が、「一応言ってみただけ」と言う。

この一連のやりとりで、「結婚しない」側の勢いはそがれる。参観者に見れば、「結婚しない」側の構成する差別的リアリティに太刀打ちできていない「結婚する」側、というバランスが壊れはじめたことを感じたのであろう。この場の笑いは、安堵という感情を伴った笑いになっている。

六・三、あぶりだされるカテゴリー化という権力作用

上の応酬は、司会により別のトピックを提示するよう

促されることで切り上げられ、新たな応酬がはじまる。

T：はい、じゃあ、その話で議論しても進まないと思うんですが、話を変えてください。

D二：えっと、「良心は痛まないか」と言ったところだけど、やっぱり良心はちょっとは痛むんだけど、やっぱりいざとなると自分が中心に考えてしまったり、「自分がよければいい」っていざとなったら思うんです。よお。(笑)だから、自分を守るために差別するしかない、と思うから、良心が痛んでも(差別を)してしまっ、ところがありません。

A五：「自分中心に考える」と言われましたが、それなら、このふたりは愛し合っていたんだから、自分中心に考えるなら結婚するべきじゃないんでしょうか。(笑)

D二：えっと、自分、あのおう、相手のことも考えるべきなんだろうけど、あとのことを考えると、やっぱり差別とか、「自分もされる」っていうことを考えるから、いやなんだから、自分のことを考えて結婚しません。

A五：でも、自分のことを考えるんだったら、さっき

も言ったんだけど、この人は結婚しなかったら、将来、何年か経った時に、絶対に後悔すると思うんですよ。それで、後悔をしないためにもやっぱり結婚すべきなんじゃないでしょうか？

D三：たぶん、今は「後悔するかもしれない」とか言っても、やっぱり、愛とか恋とかいうのはそりゃ冷めない人もいるけど、たぶん、普通の人はたぶん冷めると思うんです。(笑)そういう人もいるので、えへっ、今の気持ちで結婚するのは、やっぱり人生を長く考えたら、ちょっといけないことかもしれない、と考えました。

A五：文が書いてあった紙の中に、これは、男の人の方から「遊びじゃなくて真剣につきあおう」と話し合っているということは、やっぱりこの男の人は本当にこの女の人を愛していて、そんなにすぐ冷めたりするような恋や愛じゃなかったと思うんですよ。それで、そんなに簡単に真剣に愛した人を忘れられることはないと思います。

T：他に言い残した人はいませんか。「これだけは言っておきたい」、ということは？(三秒)はい、A四さん。

A四：やっぱり私は、その意見で「自分たちとは違

う」といったのは、「血が汚れている」とかは、やっぱりよく分からないので、ちゃんと説明してください。

D三：この中の男の人っていうか、まあ、今私たちはその立場なんだけど、で、それで私は、小さい頃からその教育について、あの、同和問題についてあんまり教育されていないんですよ。だからあんまり分からなくて、で、それでお姉さんやお母さんが言うには、やっぱり凄く汚れているし、昔から凄くことをやってきた人たちだし、ということから考えたらやっぱりそうなんじゃないかな、と思ったんだと思います。

応酬のきっかけは、ここでも「結婚しない」側の忠実さである。第二ステージで「結婚する」側から出されていた「良心はいたまないので」という質問に戻り、「良心」という価値の語彙も、自分中心に考え自分を守るためには無視せざるを得ないかと反論を試みる。

これに対し、A五が「自分中心」ならばなおさら「結婚するべきだ」と切り込む。D二の反論は、自分中心というのは「愛を貫く」などではなく、自分が差別≠排除されないことが重要なのだというものである。A五は、

「後悔」という語彙を用いて、再び「愛を貫く」べきであると主張する。「結婚しない」側から今度はD三が起立し、「愛などというものはいずれはさめる」ものだから、長い人生を考えると今の気持ちだけで行動することは自分を守ることにはならない、と発言する。

「結婚しない」側が言う「自分中心」とは、「長い人生」というスパンで捉えた、いかに自分が排除されずに生き延びていくかであり、「結婚する」側が言う「自分中心」とは「真剣に愛した」時の自分である。ここには大きな隔たりがある。それゆえ、D三の発言に対するA五のさらなる価値の語彙の展開に対しては、「結婚しない」側からの反応はないし、必要性も感じない。

もう一つの隔たりは、先ほども指摘した、「結婚しない」側が「私ならば」と一人称で論理を組み立てるのに対し、「結婚する」側が「この人」「この男の人」といったように、第三者的に三人称で語る点である。

三人称で語られる愛の世界は、それはそれで「美しい」。しかし、日常経験から紡ぎ出される動機の語彙の前ではそれ以上の力を発揮し得ない。D三の「愛はさめるものだ」という発言が、参観者からの大きな笑いを誘っているのも、人々のそうした経験を再構成し得ているからであろう。

A五の発言の多くは、司会の指名をとりつけることなく行われている。A五によると、「あの時、ほんと切れてしもうとった」からである。また画面を見る限り、「ほんと、あの時のA五は怖かったわ」と「結婚しない」側の生徒が言うように、勢いは感じられる。しかし、その勢いは、先にみた「結婚しない」側のためらいという状況の中で、「正しく美しい」ことを言っているという勢いである。

注目すべきは、司会が他の発言を促した後の応酬であろう。A四から、カテゴリー化そのものを問う質問が出される。それに対して、「結婚しない」側が、教材の中で行われているカテゴリー化に同化したのだと述べる。

D三の「この中の男の人っていうか、まあ、今私たちはその立場なんだけど、で、それで私は」という言葉が表わしている意味は大きい。教材中の男性がそうしたカテゴリー化を受け入れたというだけではなく、「私」も受け入れたことであろう。それが、カテゴリー化という権力作用なのである。⁽⁸⁾

教材の中の男性だけでなく「私」が、排除カテゴリーとして被差別者を「他者化」していくという構造は、これまでの「結婚しない」側の提示した理由、反論などに容易に読みとれるところである。そして「結婚する」側

がそれを共有しつつ、三人称で「価値の語彙」を紡ぐだけでは「あぶり出す」ことに成功しなかった事実である。

A四は、このカテゴリー化そのものにこだわる。この質問は、「結婚しない」側にそうした「事実」を認めさせ、「裏切り」を決定的なものにする。応酬が成立し、「結婚しない」側に意味のほころびが生まれ、そこに「切れて」しまった勢いの「正しく美しい」言説が畳み掛けるように展開され、その後、カテゴリー化の正当性そのものを「実証」するよう「げたを預ける」ことで、カテゴリー化という権力作用が明らかにされたのである。

六・四、カテゴリー化作用が「差別する側」に強制するもの

ダイベートは、予め準備された、それゆえ成立した応酬とは関わりのない「まとめ」の意見が開示された後、終了する。休憩をはさんで、生徒達は書き留めておいた感想を述べていく。

聞いていた生徒達は、「矛盾が生じてきました。なぜなら、どちら側の意見もすばらしくて、筋が通っていたからです。しかし、冷静になって考えてみると、どちらが正しいかはもう目にみえています」「どちらの意見も今の自分にはあります。やっぱりまだ自分は差別してい

るかもしれません。それによってこれから自分自身どうしていくべきか、また改めて考えなければいけないと思いました」などと述べる。

「結婚する」側は、「確かに、親の反対や、これからの生活も大変だとは思うけど、『部落だから結婚しない、つきあわない、差別する』という今の社会の『流れ』に従わないといけないという決まりはない」という論点を確認したり、「『血がきたない』というのにやっけてとても腹が立ちました。別に同じ人間なのになんできたのかとか、注射でもうったんかとか思いました。(爆笑)」と、再びカテゴリー化の不当性を告発する。注目すべきは、「結婚しない」側の感想であろう。その感想は涙をながしながら語られた。その主だった論点を示しておこう。

D二：…ダイベートなんか、なんでやらんといけんのかと思いました。だけど、実際みんな考えたりしていたら、『結婚しない』という方が当たり前というか、別に変なことではないように思えてくるのです。そんな自分が怖くて信じられませんでした。…ダイベートをやっている時も、心の中で、『結婚する』という方の意見に納得していた気が

します。だけど、『しない』方の側で考えると、最初の『絶対にする』という自分が何か少し消えていく気がしました。…みんな、このディベートの『結婚しない』側の意見を聞いて、『何を考えているのか、なんてやつだ』と思った人がたくさんいたと思います。だけど、本気で『しない』方を考えていると、こんな私たちが言ったような考えがどんどん出てきたんです。本当に凄いいことだと思えます。教育次第で人の考えとかは簡単に変わってしまうということが本当によくわかりました。私は、はじめは『しない』方をやるのはイヤだったけど、今思うと『しない』方のことを考えてみて、凄くいろんな気持ちがあわかったし、自分の『差別はいけない』という考えが今まで以上に強くなった気がします。

D三 ……自分の本心はそうじゃなくても、答えを言わないといけないから探していたら、それについての考えがどんどん湧いてきました。そして、今とか、なんか悪いことだ、とはわかっているけど、こういう考え方もあるなあ、とか、理解はできないけど悪いことでもなぜかうけ流してしまう、というように、なんか頭の中がショートしてしまう

感じというか、なんかもう、麻痺してしまったような感じがしています。そして、私たちは、この二、三日でこんなにも人の考え方が変わってしまう、ということは、生まれてきてからずっとこんな教育をしていたら、凄いいことになるんじゃないかと思えます。

D四 ……思ってもいないことを言うのはとてもつらかったです。でも、長い時間をかけて深く考えたら、なんだか自分の良心が縮んでいくような複雑な気持ちです。相手の言葉を聞いてもピンとこなかったし、それが凄く怖いんです。…この役を演じてわかったことは、『結婚しない』と考える人には理論も何も通じないということです。そして『これが正しい』と思ったら、もう、相手の言う言葉を聞いてもピンとこない、良心が縮んでいってしまっただけで、危ないです。特に、そのように考える人に仲間がいたりしたら、そのように考える人は安心してしまって、どうしようもなくなります。

この生徒達は口を揃えて、差別を正当化する「考えがどんどん湧いて」きて、差別があたりまえと思っていく

恐さを語る。そして、「そのように考える人に仲間がいたりしたら、そのように考える人は安心してしまっ、どうしようもなくなくなる」と言う。だからこそ、いろいろな機会をみつけて学習し「力」を身につけなければならぬと訴える。つまり、差別をしていく／させられていくメカニズムを自分たちなりに整理しているのである。まさに、佐藤裕の言う「差別する側の視点」からの告発であろう。

「結婚しない」理由をひねり出すため、差別をあたりまえとするカテゴリー化作用に同調すると、それに忠実であることが強制され、差別的リアリティそのものを生きはじめた。

それをこのディベートの過程で体験した生徒達は、人の考えを変えていく差別的リアリティそのものの恐さを述べ、「差別する」側にとっての差別の恐さを訴えるのである。

七、おわりに

この授業実践は、その多くを「結婚しない」側の生徒の忠実さ、そして誠実さに負っているといっても過言ではあるまい。なぜならば、この授業は「同和教育」であ

り、差別的なリアリティではなく、反差別のストーリーが展開される意味空間として設定されており、生徒達、ことに「結婚しない」側の生徒達もそれを知っているからである。

そうした意味空間の中で、「ディベートをやっている時も、心の中で、『結婚する』という方の意見に納得して」も役割を誠実に演じようとし、そのためには、差別を当たり前であるとするカテゴリー化作用に忠実であろうとする。それによってディベートが成立し、そうした忠実さが自身に何をもたらすかが明らかにされていった。「結婚しない」側の感想は、授業のすべてが終わった後、「差別されるのもするのともつらいけど、ちょっとしたことで考えが変わったりするのは怖いなあ、自分がおかしくなりそうで怖い」（聞いていた生徒の感想）という反応を引き出している。

しかし、こうした「成功」は常に保証されているわけではないし、こうした実践が、そのまま他の状況でそのまま行えるわけでもない。授業後のまとめの講演をするために招かれていた講師の言葉を借りると、「怖いもの知らず」の実践とも言えるだろう。

ただ、私たちは、価値の語彙のみで語られ三人称で語られることに終始する「差別はいけない」「こうあるべ

きだ」という言説が、差別への動機付与の意味のほころびさえも引き出し得ないことを確認できたであろう。

そして、現実のカテゴリ化は日常生活の中で行われ、それに対する忠誠を私たちに求めていることも明らかになった。

ではそのカテゴリ化、差別正当化の動機の語彙として動員される言語的資源とは何か。とりもなおさず、自明視された常識なのである。なぜ常識は自明視されるのか。常識なるものは、人々の日々の実践的推論によって構成されているのである。つまり人々はそのようにするものだと「私」が構成することによって、その至高性を獲得するのである。

ならば、私たちは、カテゴリ化作用そのものの存立基盤と交差する戦略を構築していかねばなるまい。そのためには、私たちが生きる常識・関係性の自明性自体を問うところからはじめるべきであろう。クレイム申し立てによって差別を明らかにしていくにとどまらず、私達の実践的推論によって日々構成されていく日常の関係性に迫ることを求める。

「差別を正当化する知識の社会的在庫」に比べる時、それを無効化していく知識・語彙の在庫は未だ貧弱なままである、ということにもう少し自覚的である必要がある。

ろう。

「差別の現実」に深く学ぶとは、これまで再三にわたって強調されてきたところである。しかし、その「差別の現実」とは「被差別の実態」だけに終始してきたのではないか。もう一つ、差別を差別への同化を強制する「差別の現実」へのとぎすまされたまなざし、そこから、カテゴリ化の根柢を突き崩していく条件を「ひねり出す」ことが求められている。

なお、本稿は「同和教育実践の可能性」を中心的なテーマとしたため、「差別を正当化する側の構成するリアリティ」がどのように勢いをもっていくのか、それを無効化していくことはどのようにして可能か」ということに焦点を当てた。理論的に積み残されている課題は数多くある。別稿を期したい。

(1) 註

たとえば、広島市は総務庁の委任を受け「同和地区実態調査」を行っている。その調査結果をもとにまとめられた『広島市同和行政の今後のあり方について（意見）』では、「生活環境の整備をはじめ物的な基盤整備はおおむね終了するなど着実な成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善されてき

- (2) 田宮武は大学生からの聞き取り調査を丹念に行っているが、そこでも同様なことが語られている「田宮一九九四」
- (3) ここで用いているビデオテープは、この授業実践を行った中西中学校（当時）の寺戸和泉教諭のご好意によるものである。
- (4) なお、「この学年に地区出身の子がいるかいらないか」は、被差別当事者との連携の中で、「一〇〇％把握できはしないが、ほばいらないと言えるだろう」という感触を得ていたと言う（聞き取りより）。
- (5) 「想起集中指導」とは、島根県独特の用語。卒業を迎えた時期に、これまでの同和問題・人権問題にかかわる諸々の学習（基礎的指導・間接的指導・直接的指導）内容を「想起」させながら「集中的」に、といっても二・三度、指導するといった意味。
- (6) ところで、昨年度の授業を批判したのは、その授業に協力を要請されていた同校職員である。彼は、差別があるにもかかわらずないことにされてきたこの地域で、同和問題・差別問題を日常の中で課題化
- (7) 多くの結婚差別事件の当事者（差別する側）の言説を見ると、「結婚しない」ではなく「結婚できない」という「述語」が使われているのも、こうした論理構造を証明するだろう。
- (8) これは、佐藤裕が、筒井康隆の小説「無人警察」を例にとりながら、それがなぜ差別表現なのか、カテゴリー化（他者化）に焦点をあてて論じている構造
- ていこうという市民グループ「やがて来る日のために」の中心メンバーであり、この中学校で同和教育・人権教育がキチンと取り組まれるよう様々なかたちで迫ってきた人物である。また、この結婚差別事件の教材化にこだわってきたのも彼である。そして、この一年といえば、授業者が、この同僚職員の誘いにより、二人のクラス担任ともども、「やがて来る日のために」の集まりに参加しはじめた時期である。この集まりで、学校・教室を離れた差別の現実、そして反差別のリアリティに触れたことは大きな意味を持つ。そこにあるのは、単なる「知識」ではなく、誰に言われたわけでもなく、やりたい者が自分の生き方として反差別を生きるリアリティなのだ。なお、人権を考える市民会議「やがて来る日のために」については「森島・笹尾 一九九三」参照。

とパラレルである〔佐藤 一九九六〕。

文献

- Berger, P. L., & Luckmann, T., 1967 *The Social Construction of Reality: A treatise in the Sociology of Knowledge* (山口節郎訳『日常生活の構成——アイデンティティと社会の弁証法——』、新曜社、一九七七)
- 鐘ヶ江晴彦 一九九五「同和教育と人権」『教育学研究』第六二巻第三号、三二—三八頁
- 草柳千草 一九九六「『クレイム申し立て』の社会学再考——『問題経験』の社会学に向けて——」『現代社会学理論研究』第六号、二九—四二頁
- 森島吉美・笹尾省二「反差別のうねり」島根——反差別のネットワーク「やがてくる日のために」の活動を通して——」大庭宣尊編『へ今・ここ』からの反差別のネットワーク』広島修道大学総合研究所、一九九三、三三—五〇頁
- 中西中学校 一九九七『同和教育資料 同じ思いで』増補版
- 坂本佳鶴恵 一九八六「社会現象としての差別——理論化のための一考察——」『ソシオロゴス』第一〇号、二四—三七頁
- 佐藤裕 一九九四『差別する側』の視点からの差別論』『ソシオロゴス』第一八号、七九—九三頁
- 佐藤裕 一九九六「『差別表現』を考える」、栗原彬編『差別の社会学理論』弘文堂、一一三—一三五頁
- Spector, M., & Kitsuse, J. I., 1977 *Constructing Social Problems*, Cummings Pub. (村上直之、中河伸俊、鮎川潤、森俊太訳『社会問題の構成——ラベリング理論をこえて——』、マルジュ社、一九九〇)
- 水津嘉克 一九九二「社会学的分析としての『排除』——『構築主義』的視点の可能性——」『ソシオロゴス』第一六号、一〇—一八頁
- 田宮武 一九九四「続々・大学生の部落差別観——聞きとり調査にもとづいて——」『関西大学人権問題研究室紀要』第二八号、一—二九六頁
- 山田富秋 一九九六「アイデンティティ管理のエスノメソドロロジー」、栗原彬編『差別の社会学理論』弘文堂、七—九頁